

みんなのギモン

契約の、何に気を付ければいいのか?

契約とは何かを理解して、注意すべきポイントを押さえておきましょう。



契約とは

何を、いくらで売買するか、引き渡しや支払い方法、また保証をどうするかなどを、買う人と売の人が合意して成立します。契約書があるかどうかは関係なく、契約には法的責任が伴い、一度成立した契約はどちらかが一方的に解除することはできません。

契約書はきちんと読んで、分からないことは契約前に質問しよう!

トラブル事例

全国的に成人したての若者に多い契約トラブルをご紹介します。

賃貸アパート

賃貸アパートのエアコンから水が漏れていましたが、大したことはないと思い、放っておきました。退去時に壁にカビが発生していると言われ、高額な壁紙の張り替え代を請求されてしまいました。

副業 (もうけ話、情報商材など)

友人に誘われたセミナーで「入会金 50 万円で儲けられる」「人を紹介すれば紹介料が入る」と勧誘されました。お金がないと断りましたが、「借金すればよい」「すぐ返済できる」と言われ、貸金業者から 50 万円を借金して、入会してしまいました。

先輩や友だちに誘われたら...



成人したての

相談件数ランキング

男性部門

- 1位 デジタルコンテンツ
- 2位 商品一般 (架空請求)
- 3位 賃貸アパート
- 4位 出会い系サイト
- 5位 副業

女性部門

- 1位 健康食品
- 2位 デジタルコンテンツ
- 3位 脱毛エステ
- 4位 賃貸アパート
- 5位 副業

2020年 若者の商品・サービス別上位相談件数 20~24歳男女部門 (令和3年度消費者白書より)

そのほか、ネット通販の定期購入やエステ契約

など、さまざまなトラブル事例があります。自分が巻き込まれないように、ぜひ知っておいてください。



怪しいと思ったら調べてみるといいかも



その他のトラブル事例はこちら!

消費者を守る制度はこちら!



消費者※は守られるべきであり、そのための制度や相談窓口もあります。オトナになっても、ひとりで悩まず周りの人や消費生活センターに相談してください。

※サービスや商品を生活や趣味のために購入する人

この記事についての問い合わせは 消費生活センター ☎823-9433へ

オトナなので無理はしない

オトナなので取り消せない

オトナなので必ず確認

オトナなので契約できる

オトナなので自分でやる

特集

18歳からオトナ!

~成年年齢が18歳に引き下げられます~

民法の改正により令和4(2022)年4月1日から、「オトナ(成人)」は18歳からになります。「オトナ」になると何がかわるのか。何に注意が必要か。「オトナ」になるあなたに必要なことをお伝えします。

みんなのギモン

オトナ(成人)って、何?

進路や住む場所など、自分がすることを自由に決めることができます。一方で、自分がすることには自分で責任を負う必要があり、未成年のときのように親が代わりに何かを行うことはできません。

みんなのギモン

オトナになると、何がかわるの?

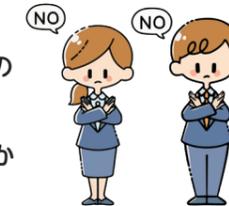
18歳でできるようになること

- 親の同意なしでの結婚
※女性は婚姻年齢が18歳に引き上げ
- 親の同意なしでの契約
ほか



20歳までできないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬・競輪などの公営競技
ほか



大きなちがひ

18歳になると親の保護監督下を離れて1人で契約できるようになり、未成年者契約の取り消し権を使えなくなります。

未成年者契約の取り消し権とは

子どもが契約を結んでも(例えば自動車の購入、化粧品の通販購入、英会話教室に入会など)、親の同意がなければ、親や本人が契約を取り消すことができる権利です。